

接合金物に関する委員会運営要領

1 趣旨

この要領は、木造建築物用接合金物認定規程(HW-金物 001-2015)(以下「規程」という。)第19条の規定に基づき設置する接合金物規格委員会(以下「規格委員会」という。)及び接合金物審査委員会(以下「審査委員会」という。)の運営に関して、必要な事項を定めたものである。

2 常任委員

2. 1 規格委員会及び審査委員会の委員の定数は、それぞれ15名以内とする。
2. 2 委員(規格委員会及び審査委員会)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 3 委員は再任することができる。

3 専門委員

3. 1 規程第19条第4項に定める専門委員(規格委員会及び審査委員会)の委嘱は、必要の都度、2.1に定める委員定数に係わらず委嘱することができる。
3. 2 専門委員の任期は、当該事案の審議が終了するまでとする。

4 委員会の開催

4. 1 委員会はセンターが召集する。
4. 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員長

5. 1 委員会に委員長を置く。
5. 2 委員長は委員の互選により選任する。
5. 3 委員長は委員会の進行を担うものとする。
5. 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代行する。

6 委員会の審議事項

委員会は、下記の2つの委員会とし、それぞれセンターの諮問に基づき、以下の事項を審議する。

6. 1 規格委員会

①規程類の制定及び改正

②規程第9条第1項に規定する接合金物規格の制定及び改正並びに当該規格に関する運用基準

③規程第9条第1項に規定する接合金物試験法規格の制定及び改正並びに当該規格に関する運用基準

6. 2 審査委員会

①規程第4条第2項に規定する申請に係る審査に関する事項

②規程第9条第1項に規定する接合金物規格の制定及び改正並びに規程第9条第1項に規定する接合金物試験法規格等の制定及び改正に当たっての技術面に関する事

③但し、①に関しては、審議する案件に利害関係を有する委員は、当該案件の審議に参加することはできない。

7 作業部会

7. 1 センターは委員会の審議の能率的な推進を図るため、委員会の了承の下に、専門的技術事項の整理を行うため、作業部会を置くことができる。

7. 2 作業部会の委員は、委員会の了承のもとに、理事長が委嘱する。

7. 3 作業部会委員の任期は、当該整理事項を委員会に報告するまでの期間とする。

8 委員会の審議に必要な要領書

委員会は、その公正かつ透明性のある審議を行うため、審議に必要な事項についての要領書を作成することができる。

制定 平成13年 4月

改定 平成15年 6月

改定 平成27年 4月